

令和 7 年度第 2 回
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議 議事次第

令和 7 年 10 月 14 日（火）
13:15～14:15
第一会議室及びオンライン（Teams）

1 開会

2 議題

（1）報告事項

- ① 関東信越厚生局推進本部員の変更について
- ② 地域包括ケア推進業務の実施状況及び今後の予定
- ③ 自治体に対する定例報告の情報提供について

（2）提案事項

- ① 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部業務推進基本方針の改定について
- ② 都県事務所等からの意見を踏まえた提案

3 その他

4 閉会

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程

平成28年 4月 1日制定
平成28年 7月12日改正
平成30年 7月10日改正
平成31年 4月 8日改正
令和 2年 1月14日改正
令和 2年 4月 1日改正
令和 4年 4月 4日改正
令和 5年10月 4日改正
令和 7年10月 ○日改正
関東信越厚生局長伺定め

(設置目的)

第1条 関東信越厚生局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都県及び市区町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的として、関東信越厚生局（以下「局」という。）に「地域包括ケア推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働本省、都県と連携しつつ、管轄区域内の市区町村における地域包括ケアシステムの取組みを推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、局による効果的な業務の実施を図る。

(組 織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長、本部員及び参与を置く。

- (1) 本部長は、関東信越厚生局長をもって充て、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、関東信越厚生局健康福祉部長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、別紙に掲げる職にある者をもって充て、本部長の指示を受けて所掌事務を行う。
- (4) 参与は、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体担当者等から外部有識者としての助言を得るため、推進本部長が委嘱し、必要に応じて会議に招集する。

(庶 務)

第4条 推進本部の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

(開催等)

第5条 推進本部の会議は本部長が招集し、半期に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月12日から施行する。

この規程は、平成30年7月10日から施行する。

この規程は、平成31年4月8日から施行する。

この規程は、令和2年1月14日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月4日から施行する。

この規程は、令和5年10月4日から施行する。

この規程は、令和7年10月〇日から施行する。

(別 紙)

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職

- ・ 健康福祉部長（副本部長）
- ・ 総務管理官
- ・ 指導総括管理官
- ・ 総務課長
- ・ 会計課長
- ・ 企画調整課長
- ・ 健康福祉課長
- ・ 医事課長
- ・ 地域医療構想等推進専門官
- ・ 地域包括ケア推進課長
- ・ 上席地域包括ケア推進官
- ・ 地域包括ケア推進課長補佐
- ・ 地域包括ケア推進官
- ・ 管理課長
- ・ 医療課長
- ・ 調査課長
- ・ 指導監査課長
- ・ 茨城事務所長
- ・ 栃木事務所長
- ・ 群馬事務所長
- ・ 千葉事務所長
- ・ 東京事務所長
- ・ 神奈川事務所長
- ・ 新潟事務所長
- ・ 山梨事務所長
- ・ 長野事務所長
- ・ その他本部長が必要と認めた者

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程（平成 28 年 4 月 1 日制定）（別紙）新旧対照表

下線部分は改正部分

改正案	現行
（別 紙） 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職 ・ 健康福祉部長（副本部長） ・ 総務管理官 ・ 指導総括管理官 ・ 総務課長 ・ <u>会計課長</u> ・ 企画調整課長 ・ 健康福祉課長 ・ 医事課長 ・ 地域医療構想等推進専門官 ・ 地域包括ケア推進課長 ・ 上席地域包括ケア推進官 ・ 地域包括ケア推進課長補佐 ・ 地域包括ケア推進官 ・ 管理課長 ・ 医療課長 ・ 調査課長 ・ 指導監査課長 ・ 茨城事務所長 ・ 栃木事務所長 ・ 群馬事務所長 ・ 千葉事務所長 ・ 東京事務所長 ・ 神奈川事務所長 ・ 新潟事務所長 ・ 山梨事務所長 ・ 長野事務所長 ・ その他本部長が必要と認めた者	（別 紙） 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職 ・ 健康福祉部長（副本部長） ・ 総務管理官 ・ 指導総括管理官 ・ 総務課長 ・ 企画調整課長 ・ 健康福祉課長 ・ 医事課長 ・ 地域医療構想等推進専門官 ・ 地域包括ケア推進課長 ・ 上席地域包括ケア推進官 ・ 地域包括ケア推進課長補佐 ・ 地域包括ケア推進官 ・ 管理課長 ・ 医療課長 ・ 調査課長 ・ 指導監査課長 ・ 茨城事務所長 ・ 栃木事務所長 ・ 群馬事務所長 ・ 千葉事務所長 ・ 東京事務所長 ・ 神奈川事務所長 ・ 新潟事務所長 ・ 山梨事務所長 ・ 長野事務所長 ・ その他本部長が必要と認めた者

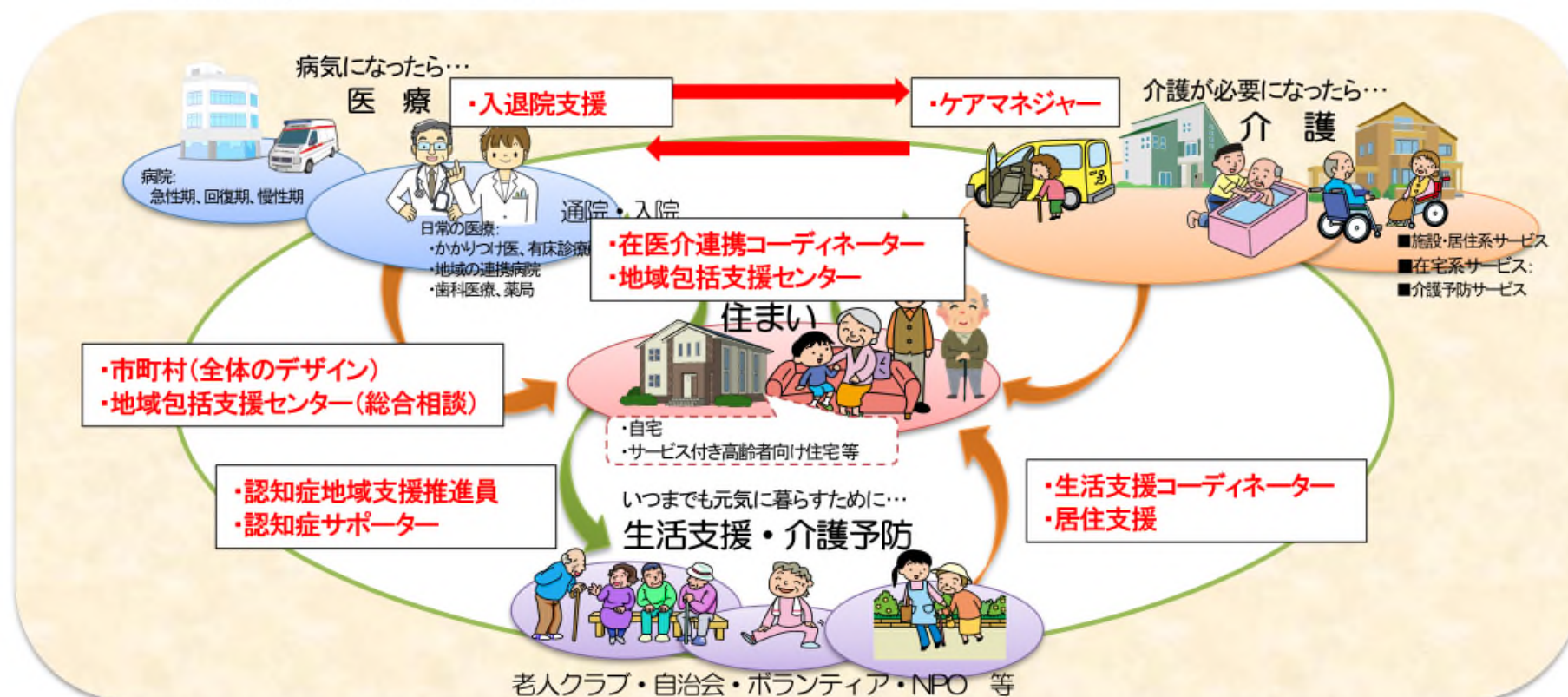
地域包括ケア推進事業の 令和7年度 上期の実施結果及び今後の実施予定について

関東信越厚生局地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進事業の目指すもの

- 厚生局において地域包括ケアを推進する業務を開始して10年目を迎えた。
- 管内の地域包括ケアシステム構築を支援するため様々な活動を行っているが、その活動は医療、介護、住まい、生活支援・介護予防そのものではなく、それぞれをつないでいるネットワークに着眼し、ネットワークを形成している事業や職種を対象として活動してきた。
- 2040年に向けて、85歳以上人口が増加し、医療・介護ニーズを抱える方や認知症高齢者、独居高齢者等が増加するとともに、地域のサービス需要が変化する。管内の全ての地域において、効率的な地域包括ケアが機能するよう引き続きネットワークの構築支援を行う。

地域包括ケアシステムの姿



関東信越厚生局の基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ



ひと、くらし、みらいのために

関東信越厚生局

基本理念

私たち関東信越厚生局は、
地域社会の身近な行政機関として、
厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、
時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、
将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしをささえます。

職員行動規範

私たち関東信越厚生局職員は、厚生労働省の「行動指針」をふまえつつ、
厚生労働省と地域社会との架け橋の役割をはたすため、

- 地域社会のみなさまの声に十分に耳をかたむけます。
- 行政サービスの点検や見直しをおこない、その向上につとめます。
- 行政情報を積極的に発信してまいります。

また、地域社会をささえるために、厚生行政の担い手として、

- 公正・中立な立場で職務を遂行いたします。
- 法令を遵守し、責任のある行動をいたします。
- 自己研鑽にはげみ、自らの向上心を高めます。

関東信越厚生局の取組について～3つのつなぐ～

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

- 関東信越厚生局では、地域包括ケアシステムの構築支援に、局全体で取り組んでおり、地域包括ケア推進課では、都県と市区町村の後方支援として、「つなぐ」3つの取組を進めています。

局全体としての取組

地域包括ケア推進本部会議

管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため国の視点から都県と市区町村に対する必要な支援について、局内都県事務所を含めた体制で協議しています。

自治体の後方支援としての主な取組

1. 国（本省）と自治体・地域を「つなぐ」（啓発）

国の制度や関連施策の紹介を行うとともに、地域包括ケアシステムの理念・考え方等についての普及浸透、理解促進のため、セミナーやシンポジウムを開催しています。

2. 自治体・地域同士を「つなぐ」（情報の収集と発信）

自治体・地域の好取組事例を「ヨコ」展開していけるよう、情報収集を積極的に進めるとともに、効率的・効果的な情報発信に取り組んでいます。

3. 地域づくりの視点で、福祉分野と他分野を「つなぐ」（連携）

地域づくりの視点で必要となる他省庁の所管に関わる施策については、他省庁の地方機関とも相互協力を図り、連携してイベントを開催するなど様々な関係者が連携するきっかけ作りを行うとともに、他省庁と共同でチームを作り、都県等へ訪問、助言なども行っています。

また、地域で活動しているNPO等の関係団体とも協力の上、自治体支援に取り組んでいます。

【取組例】



地域包括ケア応援
セミナーの開催

地域包括ケア推進
都県協議会・分科
会の開催



事例研究会の開催（市区町村同士の意見交換）



自治体と企業をつなぐマッ
チングイベントの開催（多
主体協働をめざして）

地域包括ケア推進の取組（関東信越厚生局）

局内による連携

H28～地域包括ケア
推進本部会議

H30～ 認知症
サポーター養成講座

R1～ 自治体への
情報提供

普及・啓発事業

H28～
都県協議会

H28～
指定都市意見交換会

H28～地域包括ケア
応援セミナー

H28～
制度改正等説明会

H30～都県協議会分科会
（都県担当者）

H30～ 事例研究会
（市町村担当者等）

R7より実施予定
新任職員に向けた研修

R7より実施予定
省庁連携セミナー

国の施策方針や
自治体のニーズ
にあわせテーマ
を設定し継続的
に実施

市町村 伴走支援事業

R2～
地域づくり加速化事業（伴走的支援）

R6～ 関信厚生局独自
伴走支援事業

R3～ 在宅医療・介護連携推進支援事業

R3～ 高齢者住まい生活支援伴走支援事業

都県の要請に応
じて支援を実施

本省関係 業務

補助金審査交付業務

H29～ 地域支援事業交付金

H29～ 地域医療介護総合確保基金（介護施設・介護人材）

R3～ 後期高齢者医療特別調整交付金

H29～
介護保険事業（支援）
計画ヒアリング

1 地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケア推進本部

○ 令和7年度第1回 地域包括ケア推進本部会議（4月15日）（第1会議室）

（1）報告事項

- ① 地域包括ケア推進事業の令和6年度の実施結果

（2）提案事項

- ① 令和7年度の地域包括ケア推進事業の実施予定について
- ② 都県事務所等への協力依頼について
- ③ 令和7年度 定例報告の情報提供について

○ 令和7年度第2回 地域包括ケア推進本部会議（10月14日）（第1会議室 ハイブリッド）※本日の会議

（1）報告事項

- ① 関東信越厚生局推進本部員の変更について
- ② 地域包括ケア推進業務の実施状況及び今後の予定
- ③ 自治体に対する定例報告の情報提供について

（2）提案事項

- ① 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部業務推進基本方針の改定について
- ② 都県事務所等からの意見を踏まえた提案

2 認知症サポーター養成講座の開催

認知症サポーター養成講座

5月に都県事務所に開催の希望調査を行い、令和7年度は4事務所より認知症サポーター養成講座の開催の申し出がありました。今年度は本局を含め、5カ所で開催となります。

主催	開催日	開始時間	場所	講師
栃木事務所	11/4(火)	10:00～11:45	宇都宮地方合同庁舎 会議室	NPO法人 風の詩 理事長 永島 徹 氏
山梨事務所	11/25(火)	10:00～11:30 13:30～15:00	甲府合同庁舎 2階共用会議室	山梨県社会福祉協議会 介護福祉総合支援センター 主事 大森 舞子氏
茨城事務所	12/9(月)	10:00～11:30 14:15～15:45	水戸地方合同庁舎 2階共用大会 議室	社会福祉法人 河内厚生会 介護老人保健施設 もえぎ野 看護主任 高橋 克佳 氏
本局	12/18(木)	14:00～15:45	さいたま新都心合同庁舎1号館1 階多目的室	NPO法人 風の詩 理事長 永島 徹 氏
東京事務所	1/16(金)	14:00～15:30	東京事務所大会議室	新宿区角筈高齢者総合相談センター 佐藤ひかり 氏

3 管内都県等の支援①

都県

○ 管内10都県 地域包括ケア担当課訪問

5月上旬に10都県の地域包括ケア担当課を訪問し意見交換を行った。

（一部、都県事務所も同行し県を訪問）

【確認事項】

- ・ 令和7年度に重点的に取り組む事項
- ・ 在宅医療介護連携推進における市区町村支援体制について
- ・ 市区町村伴走支援について

※ 都県訪問時に事務所を訪問し、事務所長等と意見交換を実施
主な意見等は資料3を参照

3 管内都県等の支援②

都県・指定都市

○ 地域包括ケア推進都県協議会（7月18日）（第1会議室 ハイブリッド形式）

管内市区町村における地域包括ケアシステムの取り組みを支援し、持続可能な医療・介護保険制度の構築を推進するための都県関係課長級による意見交換の場

参加者：10都県61名

（第1部）「各都県の今後の取り組み方針」について意見交換

（第2部）個別テーマ：生活支援体制整備事業（官民連携推進事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課より説明

意見交換

○ 指定都市意見交換会（5月30日）（第1会議室 対面形式）【7年ぶりの開催】

前年度の指定都市訪問時に複数の市から要望があった、管内6指定都市（※）の意見交換会を実施

参加者：6政令指定都市15名

（意見交換テーマ）

地域包括支援センターの人員基準についての課題

情報交換 テーマ『政令市あるある??』 等

※ 管内の指定都市 さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市

4 普及・啓発事業①（セミナー）

普及・啓発事業（イベント）

地域包括ケア応援セミナー

- **官民連携に関する合同セミナー**〔関東経済産業局と共催〕（8月28日）（オンライン）

高齢者の多様な生活支援等のニーズに対応するためには、介護保険制度に基づくサービスに加え、**保険外サービスを活用**することも重要であるとの厚生労働省、経済産業省両省の方針を周知する目的で実施

（講 演）松川 竜也氏 神奈川県地域包括ケアシステム統括アドバイザー
一般社団法人 介護関連サービス事業協会

（行政説明）厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課地域づくり推進室
経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

申込者数：319名

今後の開催

- **医療・介護分野におけるDXセミナー**（総務省関東総合通信局と共催）

～持続可能で質の高い医療・介護サービスの実現に向けて～

令和7年10月15日（水）13:30～15:55（オンライン開催）

プログラム：行政説明 厚生労働省、総務省

有識者による講演

パネルディスカッション

4 普及・啓発事業②（居住支援）

普及・啓発事業（イベント）

○ 居住支援推進セミナー（関東地方整備局と共催）

～所属の垣根を越えた連携により高齢者の住まいと生活を支える～

令和7年10月24日（金）13:00～16:00

さいたま新都心合同庁舎 1号館 5階 共用会議室 5—1 （集合方式）

プログラム：制度説明 厚生労働省、国土交通省

基調講演 白川 泰之 氏（日本大学 文理学部 社会福祉学科 教授）

事例発表 株式会社ホッとスペース東京、足立区役所

○ 新潟県における居住支援に係る勉強会（北陸地方整備局、新潟県と共催）

～地域で築く居住支援の仕組み～

令和7年11月4日（火）13:30～16:40

新潟県自治会館 別館 9階 ゆきつばき（ハイブリッド方式）

プログラム：制度説明 関東信越厚生局、北陸地方整備局、新潟県

事例発表 仙台市居住支援協議会

座談会 仙台市、新潟市、三条市、五泉市

4 普及・啓発事業③（制度の説明）

普及・啓発事業（制度改正等説明会）

○ 地域包括ケア「見える化」システムの情報登録方法(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)説明会

（7月16日）（オンライン）【新規】

アーカイブ配信

限定公開

地域包括ケア見える化システムを使った地域分析に必要な「ニーズ調査」の登録方法を管内自治体に説明

（説明）東芝デジタルソリューションズ株式会社 担当者

申込者数：466名

○ 地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）

（4回シリーズ、7/24・8/7・8/21・9/4）（オンライン）【新規】

アーカイブ配信

限定公開

地域包括ケア見える化システムを使った地域分析の手法を4回に分けて研修を実施

（講師）埼玉県立大学地域連携センター 吉田俊之 教授

（内容）1回目 STEP1 ～操作方法～

2回目 STEP2 ～簡単なグラフをつくる～

3回目 STEP3 ～少しステップUPしたグラフをつくる～

4回目 STEP4～地域包括ケア「見える化」システムを地域支援事業に活用をしよう～

参加者数：30自治体

4 普及・啓発事業④（制度の説明）

普及・啓発事業（制度改正等説明会）

- **保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会（8月6日）**
（第1会議室 ハイブリッド形式）
- 令和8年度の評価指標の説明及び保険者（市町村）自信が交付金の評価を通じ介護保険事業の見直しを促すための研修
- （行政説明）厚生労働省老健局介護保険計画課
（講義）国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部
都県、市町村に分かれてグループワークを実施
- 申込数：254市区町村（604名からの申し込み）
- | | |
|---------|------|
| アーカイブ配信 | 一般公開 |
| アーカイブ配信 | 一般公開 |

○ **地域支援事業交付金説明会 【新規】**

申請手続きについて解説した動画を配信する

- | | | |
|-------------------|----------|------|
| ① 概要編 | 動画配信済み | 限定公開 |
| ② 当初交付事前協議 様式編 | 動画配信済み | 限定公開 |
| ③ 当初交付及び調整交付金 様式編 | 令和7年11月頃 | |
| ④ 前年度確定（実績報告） 様式編 | 令和8年2月頃 | |
| ⑤ 過年度再確定 様式編 | 令和8年3月頃 | |

4 普及・啓発事業⑤（他省庁連携）

関東省庁間ネットワーク連絡会

※所在地がさいたま新都心以外の地方支分部局が加わったため「さいたま新都心意見交換会」から名称を変更した

開催日：6月25日

場 所：さいたま新都心合同庁舎 1号館 1階 多目的室（対面のみ）

【参加各機関】9機関11部署

- 関東信越厚生局 健康福祉課 、地域包括ケア推進課
- 関東農政局
- 関東経済産業局
- 関東地方整備局 住宅整備課（居住支援）
交通対策課（道の駅 の活用等）
- 関東運輸局
- 関東地方更生保護委員会
- 東京矯正管区
- 関東総合通信局 今年度より加入
- 関東地方環境事務所 今年度より加入

令和7年度 関東省庁間ネットワーク内での連携事業（実施分、確定分のみ）

- ◆ 関東経済産業局 官民連携に関する合同セミナー（8/28開催）
- ◆ 関東総合通信局 医療・介護分野におけるDXセミナー（10/15開催）
- ◆ 関東地方整備局住宅整備課 居住支援推進セミナー（10/24開催）

4 普及・啓発事業⑥（他省庁連携）

地域包括ケア推進省庁連携セミナー（仮称）＜省庁連携セミナー＞

【目 的】

地域包括ケアシステムの構築には、地域におけるあらゆる社会資源の活用が必要だが、都県市区町村の地域包括ケア、医療・介護の担当部署は、厚生労働省以外の地域に関わる国の施策に関する情報を得る機会が少なく、一方、自治体や地域に対する支援に関する取り組みを行っている関係省庁も、関連する自治体の担当部署との接点が得られにくい面がある。そこで、セミナーを開催し、自治体への国の施策を周知することにより、各施策とのマッチングを促し、自治体における地域包括ケアシステムの構築の支援を行う。

【内 容】

都県市区町村に対して、さいたま新都心意見交換会に参加する国の地方支分部局により、DX支援、地域づくり、交通、住まい、農業、官民連携等、地域包括ケアに関わる事業や補助制度等について具体的な事例を交えて説明し各施策の周知を行う。

（内容の想定）

介護予防・生活支援（厚生労働省 関東信越厚生局）

地域共生社会とローカルSDGs（環境省 関東地方環境事務所）、公共交通の維持活性化（国土交通省 関東運輸局）、住まいのセーフティネット（国土交通省 関東地方整備局）、地域経済×ヘルスケア（経済産業省 関東経済産業局）、農福連携（農林水産省 関東農政局）、地域情報化支援（総務省 関東総合通信局）

【方 法】 省庁ごとに動画を撮り、厚生局がナビゲーターによる動画配信を想定

【対 象】 管内自治体。福祉分野の部署に関わらず、自治体内の部署を広く対象とする。

5 自治体伴走支援事業

<地域づくり加速化事業>（本省予算）

地域づくりに課題を抱えている市町村へ伴走支援を行う。

令和7年度は9自治体から手上げがあり、以下の4自治体を選定し支援を実施している。

支援自治体	アドバイザー	所属	支援チーム	現地支援日
銚田市（茨城県）	菊池 一 都築 晃	松戸市高齢者支援課課長補佐 藤田医科大学保健衛生学部・リハビリ テーション学科療法士教育学分野講師	厚生局◎ 茨城県	第1回支援 8/25 第2回支援 11/17 第3回支援 1/30
松本市（長野県）	服部 真治	株式会社日本能率協会総合研究所福祉・ 医療・労働政策研究部 主幹研究員	厚生局◎ 長野県	第1回支援 9/12 第2回支援 11/11 第3回支援 1/30
逗子市（神奈川県）	川越 雅弘	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・ 研修東京センター 特別研究員	神奈川県◎ 老健局 厚生局	第1回支援 9/2 第2回支援 10/28 第3回支援 1/19
三条市（新潟県）	田中 明美	奈良県 福祉保健部 次長	新潟県◎ 老健局 厚生局	第1回支援 7/31 第2回支援 9/30 第3回支援 1/26

※支援チームの◎は事業の主導者を表す。昨年度は厚生局がすべて主導していたが、今後は都道府県が市町村の伴走支援を積極的に行えるようになることを目的に、都道府県が主導する形が導入された。

6 調査研究事業

○ 令和7年度 老人保健健康増進等事業 （本省予算）

公募テーマ

「都道府県による在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援及び研修に関する調査研究事業」

受託団体：日本在宅ケアアライアンス

（概要）

在宅医療・介護連携推進事業について、市町村職員とコーディネーターが両輪となり、地域の医療・介護職をつなぎ、地域包括ケア実現に向けて活動をしてきた。市町村職員を支える役割としてコーディネーターは非常に重要な役割を担っており、令和6年度の研究事業で、コーディネーターのレベルを上げていくために、都道府県単位でのネットワークの構築が効果的であり、研修会の実施など都道府県の関与が重要であることが確認された。

本研究事業では、管内都県及び市町村の実態を調査し、コーディネーターが把握した地域課題を市町村職員と協力し課題解決につなげられるようにレベルアップできるような研修等、様々な研修題材を委員会で検討し、研修会をモデル的に実施し効果を検証する。

○委員会 5回開催予定（第1回8／21、第2回10／9、第3回12／1、第4回2／5、第5回3／5）

○事例研究会 「在宅医療・介護連携推進事業に係るコーディネーター研修」

R7年12月17日（水）10：00～16：30

TKPガーデンシティPREMIUM大宮 大ホール（対面方式）

○モデル県（茨城県）での研修 R8年1～2月予定

○事業報告会 R8年2月27日（金）（オンライン方式）

7 動画配信について

経 過

令和7年4月の推進本部会議において、セミナーに参加した自治体より動画配信の要望があったことを受けて、動画配信を実施していきたい旨を提案し承認されました。

5月に企画調整課で「関東信越厚生局公式YouTubeチャンネル」を開設し、動画配信の環境を整えていただきました。

同月より動画の配信を開始し、下記の15本の動画を掲載しています。

動画配信済み

掲載開始日	内容	動画本数	視聴回数 (10/8時点)	公開範囲
5/26	令和6年度老健事業報告会「在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援及びスキルアップに関する調査研究事業」	6	919	一般公開
7/30 ～ 9/17	令和7年度地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）	4	321	限定公開
8/22	地域包括ケア「見える化」システム 情報登録方法について （介護予防・日常生活圏域二ーズ調査）	1	125	限定公開
8/26	令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会	2	809	一般公開
9/2	地域支援事業交付金申請手続きについて	2	307	限定公開

今後の予定

●自治体新任職員向けオンライン研修

自治体の地域包括ケアに初めて携わる職員を想定した説明動画をシリーズ化して配信する。7回のシリーズを予定。

（テーマ）

- ① 地域包括ケアシステムについて
- ② 在宅医療・介護連携推進事業
- ③ 生活支援体制整備事業 等

●地域支援事業交付金申請手続きについて

5回シリーズのうち残り3回を作成し配信

その他随時アーカイブ配信等動画を作成し配信する

令和7年10月14日
地域包括ケア推進課

自治体に対する在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る
定例報告の情報提供について（経過報告）

令和7年4月15日推進本部会議後の経過及び今後の予定

- 1 9月5日に当課より指導監査課長補佐及び都県事務所審査課長宛のメールにて、データの
情報提供方法やスケジュールについてお示しし、御協力をお願いしました。
- 2 また、同月8日に当課より都県地域包括ケア担当課宛に事務連絡を送付し、本取扱いに
ついての案内を行いました。併せて、都県から市区町村への周知を速やかに行うよう依頼
し、定例報告の情報提供を希望する都県については、当課へ依頼書の提出を求めておりま
したが、現時点で管内の10都県より依頼書の提出があったところです。
- 3 都県事務所（指導監査課を含む。以下同じ。）には、10月31日までに当該データを当
課あてに御提出いただくようお願いしているところです。
- 4 当課は、御提出いただいたデータを整理の上、11月中を目処に都県担当課に対し、定
例報告データ及び分析資料の情報提供を行う予定です。
なお、提供にあたっては、都県事務所に対し、提供データや提供先の担当者名等を共有
させていただきます。

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の情報提供スケジュール(イメージ)

作業項目		9月			10月			11月			12月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
都県事務所(指導監査課含む)へデータ提供の依頼	ケア課⇒事務所	●											
定例報告受付及び集計作業	事務所		→										
都県地域包括ケア担当課へ通知	ケア課⇒都県	●											
定例報告の情報提供を希望する都県は厚生局地域包括ケア推進課に依頼	都県⇒ケア課		→										
事務所より厚生局地域包括ケア推進課へエクセルデータ又はPDFでデータ提供	事務所⇒ケア課				→								
厚生局地域包括ケア推進課は情報を整理し都県へ情報提供	ケア課⇒都県						→						
都県は適宜データを整理し市区町村へ情報提供する	都県⇒市区町村									→			

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部業務推進基本方針（平成 29 年 4 月 11 日制定）（別紙）新旧対照表

下線部分は改正部分

改正案	現行
平成 29 年 4 月 11 日 <u>令和 7 年 10 月 14 日一部改正</u> 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部決定 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部 業務推進基本方針 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部は、管轄区域内市区町村の医療介護連携、地域包括ケアの取組を推進するため、都県への支援を行うこと及び都県の役に立つ業務を実施することを基本コンセプトとして、下記の点に留意の上、業務を推進する。 記 一 <u>地域包括ケア推進課は、関東信越厚生局における地域包括ケア推進業務の中心となり、組織全体での情報や課題の共有、取組の推進に努め、都県との連携体制を構築しつつ、情報の収集発信や都県における地域包括ケアを推進するための取組への支援等の具体的業務を遂行する。</u> 二 <u>各本部員は、所掌業務の遂行に当たり、地域包括ケアの取組推進のため、地域包括ケア推進課との連携に努める。</u> 三 <u>各本部員は、管内都県の地域包括ケアに関する情報の収集に努めるとともに、これを地域包括ケア推進課にフィードバックし、同課における情報の集約に協力する。</u> 四 都県事務所（指導監査課を含む。）に所属する本部員は、各都県において地域包括ケア推進課が事業を実施する場合には、これに協力する。 以上	平成 29 年 4 月 11 日 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部決定 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の 業務推進基本方針 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部は、管轄区域内市区町村の医療介護連携、地域包括ケアの取<u>り</u>組<u>み</u>を推進するため、都県への支援を行うこと及び都県の役に立つ業務を実施することを基本コンセプトとして、下記の点に留意の上、業務を推進する。 記 一 <u>各本部員は、管内都県の地域包括ケアに関する情報の収集に努めるとともに、これを地域包括ケア推進課にフィードバックし、同課における情報の集約に協力する。</u> 二 <u>地域包括ケア推進課は、関東信越厚生局における地域包括ケア推進業務の中心となり、組織全体での情報や課題の共有、取組の推進に努め、都県との連携体制を構築しつつ、情報の収集発信や啓発活動の実施等の具体的業務を遂行する。</u> 三 <u>健康福祉課及び医事課等は、補助金執行や養成施設の指導監督等の業務の遂行に当たり、地域包括ケア推進課との連携・支援に努める。</u> 四 都県事務所長は、<u>地域包括ケア推進課併任者の協力を得て、地域包括ケアの推進について、都県の窓口としての機能を果たすよう努めるとともに、各都県において地域包括ケア推進課が事業を実施する場合には、これに<u>連携</u>・協力する。</u> 以上